

斯カル曖昧ナントテナク具体的ニ年當日数ヲ明示セラレタ  
ント要ホシタルガ之ニ対シ

更ニ後述支那人ヨリ

會社ノ營業狀態ニ考慮ニ入ル、必要アルヲ以テ到底之ヲ明  
示シ難シト拒否シ尚會社ハ充分勤績年数及勤務狀態等ヲ考  
慮スルヲ以テ會社ノ信賴ニ前記ノ條件ニテ解決ヲ圖ラレタ  
ント希望シタル也

従業員代表ハ之ニ承諾セズ午前九時辞去セリ

(3) 斯ノテ同日正午ヨリ工場内ニ於テ幹事會ク開催 幹事十五  
名出席、下ニ今後ノ対策ニ關レ協議ノ結果會社ノ態度ハ後  
従業員ノ意向ノ全ク參酌セザル誠意ヲ以テ回答案ト決メラル、  
タレテ組合本部員ノ指導、下ニ強硬ニ再嘆願ヲナストニ  
決定セリ

七 推移

従業員側ニアリテハ尚執拗ニ再嘆願ヲ繼續シ初是費徹ニ遺  
庭ヒントスル意圖アルニ反シ一方會社ニ前記回答案ヲ固執セ  
ントスル模範アルヲ以テ解決途ニハ尚相當曲折ヲ要ス

右及申報候也

別記 歎願書

會社ハ退職年當法案實施以前ニ於ケル勤績年限ニ対シ左ノ年  
當制度ヲ制定シ之ヲ退職年當法案ニ包含セラル度シ  
備工場創立(昭和三年九月)ヨリ退職年當法案實施即チ昭和  
十二年一月一日以前ニ於ケル其ノ間ハ従業員ノ勤績年数ニ対  
シ一ケ年ニ付キ十二日分ノ退職年當ヲ制定シ之ヲ起算シ支給セ